

制限付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和7年6月25日

高槻市長 濱 田 剛 史

制限付一般競争入札要綱

1 業 務 名 称	令和7年度 真上地区浸水被害軽減対策基本設計業務委託		
2 履 行 場 所	高槻市 公共下水道計画区域内		
3 業 務 概 要	・基本設計 一式 ・区画割平面図更新 一式		
4 履 行 期 間	令和7年8月1日 から 令和8年3月13日 まで		
5 入 札 参 加 資 格	次に掲げる要件を全て満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 本市の令和7年度入札参加資格者名簿に登録されており、第一希望業種を土木設計 下水道としていること。（ただし、必要書類が提出されていること。） (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) 本店又は営業所が大阪府にあること。 (5) 下水道の建設コンサルタント登録があること。 (6) 令和4年度～令和6年度に大阪府内で実施した下水道業務分野で本業務と同種（雨水調整池に関する土木設計をおこなった業務）の単独完了実績があること。		
6 入 札 参 加 申 請 必 要 書 類	(1) 制限付一般競争入札参加申請書 (2) 本店又は営業所が大阪府内にあることを確認できるテクリス等の写し (3) 下水道の建設コンサルタント登録を確認できる通知等の写し (4) 上記入札参加資格（6）の本業務と同種完了実績を確認できるテクリスの写し		
7 申請書、仕様書等の取得方法	高槻市ホームページからダウンロードすること。		
8 入 札 参 加 申 請 書 の 提 出	(1) 提出方法 ： 上記 6 入札参加申請必要書類 を準備し、高槻市役所下水河川企画課：へ持参又は書留等により郵送すること。郵送による提出は提出期間中に必着とする。なお、提出された書類の返却は行わない。 (2) 提出場所 ： 高槻市役所 本館 7 階 下水河川企画課 (3) 提出期間 ： 令和7年6月25日 午後 1時00分 から 令和7年7月14日 午後 5時00分 まで		
9 入 札 参 加 資 格 の 審 査	入札参加申請書類により入札参加資格を審査し、令和7年7月18日までに、適格者には入札通知書等必要書類を送付し、不適格者には理由を付した書面で通知する。		
10 予 定 価 格	¥ 13,007,000	※左記の金額は、消費税等額を含まない。	
11 最 低 制 限 価 格	最低制限価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。		

12 質 疑 受 付	(1) 質疑の方法	: 質疑がある場合は、指定様式（様式１）にて、FAXにより提出すること。
	(2) 質疑受付日時	: 令和7年6月30日 午後 5時00分 まで
	(3) 回答日時及び方法	: 令和7年7月3日 午後 1時00分 から 高槻市ホームページに掲載
13 入札成立の条件	○ 必要応募者数	: 応募時点で、応募者数が２に満たない場合は、入札不成立とする。
14 支 払 条 件	(1) 前金払	: 無
	(2) 部分払	: 無
15 保 証 金	(1) 入札保証金	: 免 除 (ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の１００分の３に相当する額以上を徴収する。)
	(2) 契約保証金	: 必 要 (契約金額の５％以上) (高槻市財務規則の定めるところにより、納付が免除となることがある。)
16 入 札 日 時 等	(1) 入札日時	: 令和7年7月25日 午前 11時00分
	(2) 入札場所	: 高槻市役所 本館7階 防災監視室
17 落 札 候 補 者	(1) 落札候補者の決定	: 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最も低い入札額を入れた者を落札候補者として決定する。
	(2) 最低入札者が複数の場合	: 最低入札者が複数の場合、抽選して落札候補者を決定する。
18 落 札 者 の 決 定	落札候補者の参加資格の再確認	: 落札候補者について改めて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。ただし、再確認の結果不適格の場合、改めて次順位者を落札候補者とする。
19 契 約 書	(1) 契約書の作成	: 本市の定める様式により作成を要する。
	(2) 電子契約を希望する場合	: 落札者決定後、下記URLから「高槻市電子契約システム用メールアドレス連絡票」を下水河川企画課に送信すること。 https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11263
20 無 効 の 入 札	(1)	本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに高槻市競争入札心得に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。
	(2)	予定価格を上回る入札、最低制限価格を下回る入札。
	(3)	同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの。
	(4)	入札参加資格を確認された者であっても、開札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。
21 そ の 他	(1)	開札日から契約締結日の間において、落札者又は落札候補者が高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき又は同基準に掲げる措置事由に該当したときは契約を締結しないことがある。
	(2)	提出書類において健康保険被保険者証を提出する場合は、記号、番号、保険者番号及びQRコードにマスキング処理（該当箇所の黒塗り等）を施すこと。

※ 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

高槻市桃園町２番１号
高槻市 都市創造部 下水河川企画課
電話 072-674-7432 FAX 072-675-3252
高槻市ホームページ <https://www.city.takatsuki.osaka.jp/>